

1. 件名
三菱原子燃料株式会社の加工の事業の分割認可申請等について（行政相談）
2. 日時
令和4年12月8日（木）13時15分～14時40分
3. 場所
原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 核燃料施設審査部門
小澤安全管理調査官、桐原管理官補佐、中野上席安全審査官、
野村主任安全審査官、内海安全審査官
三菱原子燃料株式会社
安全・品質保証部 部長 他7名
5. 要旨
○三菱原子燃料株式会社から、令和5年3月15日に加工の事業をMHI原子燃料株式会社へ承継する予定であることを踏まえ、原子炉等規制法上の必要な手続きについて行政相談があった。

○原子力規制庁から、以下のとおり伝えた。
 - ・ 前回までの面談（令和4年11月22日及び28日）で議論のあった、事業承継に係る手続きが原子炉等規制法第19条に基づく手続きで良いかという質問については、法規部門に確認したところ、当該条文は相続に係る規定であり本件には適用できないとのことから、同法第18条に基づく分割の認可申請をすること。
 - ・ その他、本日質問があった事項に対する回答については、内容を検討の上、結果について後日回答する。
 - ・ なお、本件については、時間が非常に限られる中で手続きを完了させる必要があるため、準備を進める中で不明点が発生した場合は、速やかにその旨を行政相談すること。
○三菱原子燃料株式会社から、承知した旨の回答があった。
6. 配布資料
資料1：MSR-22-046 加工事業者に係る分割認可申請について

以上